

発議第 5 号



令和 8 年 9 月 24 日

かすみがうら市議会議長 来栖 丈治 様

提出者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

設楽 健夫
岡 崎 勉
佐藤 文雄

新たな条件のもとでの、かすみがうら市消防庁舎東消防署の建替え場所を、
現在の東消防署敷地内に変更を求める決議

上記の議決を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

別紙

新たな条件のもとでの、かすみがうら市消防庁舎東消防署の建替え場所を、
現在の東消防署敷地内に変更を求める決議

記

3月議会での消防長答弁は、「現在の東消防署敷地内での建て替えは、面積
上で敷地内に配置することは可能。通常の消防活動をしながらの工事は様々
な課題があると認識しております。」でありました。

その後、「西側市道西の地権者が工事中の土地貸し出しを快諾され、」この地
での建設への新たな条件が加わりました。

他方、移転後の周辺環境についての質問への
消防長答弁は①「道路交通法で義務付けられておりサイレンを停止して走行
することは出来ない。」②徐行運転要望に、「消防は1分1秒を争う救命活動
や火災の延焼を最小限に食い止めるための緊急走行で一部地域にだけの対応
は難しい」でした。

南小学校南の「旧保健センター跡地」への移転は、教育生涯教育図書館が
集中する地域であり、市民児童生徒の交通安全、教育環境を悪化させるこ
と、これを回避する手立てが無いことが明らかになりました。

ましてや南小を3方向から回り込む出動経路のサイレン音調査は未だに行
われていません。

必要案件である建替えは、一度建設すれば50年間は、これを維持し、移
動することは出来ません。

よって、市議会は東消防署の建設位置を「現在の東消防署敷地内」に変更
すること求めます。

以上